



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
産業イノベーション推進課	大学連携・産業支援係	田畑 中嶋	内線 3748 直通 058-272-8354 FAX 058-278-2679

新商品の販路開拓を希望する県内事業者を認定し、支援します！ 【認定事業者募集】

県では、新商品の生産等により新たな事業分野を開拓しようとする県内の事業者を県が認定の上、新商品等を県が優先的調達に努めること等により、販路開拓を支援しています。

このたび、下記のとおり今年度の認定を希望する事業者を募集します。

記

1 対象者

- 県内に事業所を有する中小企業者※であること
 - 県の機関において使用が見込まれる新商品を生産等する事業者であること
- ※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する事業者のことを指します。

2 募集期間

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）～ 11 月 1 4 日（金）正午まで

3 応募方法

次の資料を提出先 URL からご提出ください。

- ① 申請書・実施計画書
- ② 会社定款
- ③ 営業報告書又は事業報告書（直近 2 営業期間）
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（直近 2 営業期間）
- ⑤ 新商品等に関する資料（パンフレット等）

申請書・実施計画書の様式・要綱等は下記の県 HP からダウンロードできます。

(URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/452930.html>)



4 提出・問い合わせ先

提出先 URL : <https://logoform.jp/form/T8mB/1228494>



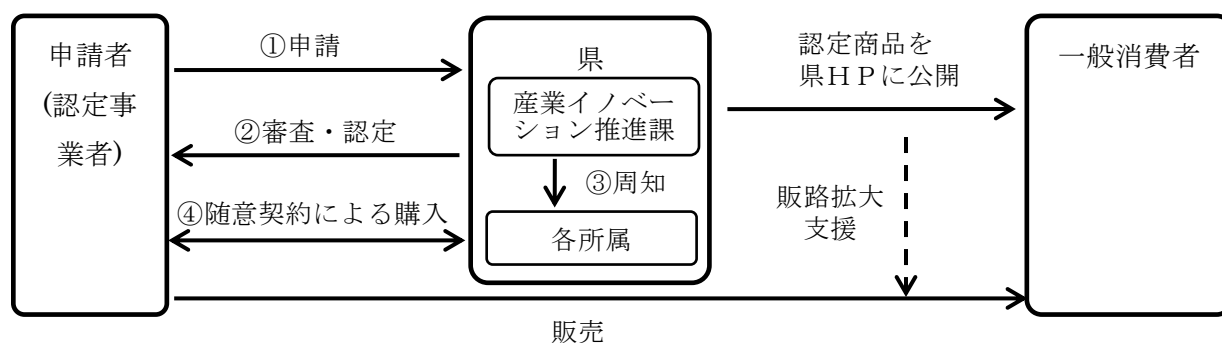
問い合わせ先：商工労働部産業イノベーション推進課 大学連携・産業支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

Mail c11352@pref.gifu.lg.jp TEL 058-272-8354（直通）

【岐阜県新事業分野開拓事業者認定事業について】

(1) 事業フロー



(2) 認定の期間

認定の通知をした日から、3年を経過した日の属する年度の末日（今回は令和11年（2029年）3月31日）まで。

(3) 認定基準

提出された実施計画が以下の基準すべてに適合することが必要です。

- ① 実施計画に係る新商品等が、岐阜県新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱第2条第2項で定義する新商品等に合致すること。
- ② 実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- ③ 実施計画に係る新商品等が、販売を開始してから概ね5年以内であること。
- ④ 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- ⑤ 実施計画が公序良俗に反しない又は反するおそれがないこと。
- ⑥ 実施計画が関係法令に違反しない又は違反するおそれがないこと。

(4) その他

- ・ 県の機関のうち公営企業（水道）、地方独立行政法人（病院、看護大学）は当事業の対象外です。また、小中学校など市町村等が管轄する機関も対象外です。
- ・ 新商品等の対象は「物品」又は「役務」です。
- ・ 県は新商品等の優先的購入に努めますが、購入の保証をするものではありません。
- ・ 県での優先的購入の他、県のホームページで新商品等をPRするなど、販路拡大支援を行う予定です。
- ・ 認定商品のうち、一部商品は東京都ファーストカスタマー・アライアンス（公共調達参入促進・自治体連携事業）内の認定事例カタログに掲載される可能性があります。掲載対象となる商品を有する企業については、事前に掲載希望の有無を確認します。

（参考：<https://government-startup-platform.deloitte.jp/firstcustomer-alliance>）

